

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）において、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（各競技会場等において常設または恒常的に営業している売店等は除く。）の設置運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

設置場所は、原則として大会の各競技会場敷地内とする。

3 設置期間及び開設時間

- (1) 設置期間は、大会の各競技会の開催期間中とする。
- (2) 開設時間は、原則として、大会の開始式または、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、これを変更できる。

4 出店数と出店位置及び規模

- (1) 大会の出店数と出店位置は、実行委員会が決定する。
- (2) 面積は、原則として1ブースあたり2間×3間のテント以内とする。
ただし、実行委員会は出店状況等に応じて、これを変更することができる。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章またはかごしま国体マスコット「ぐりぶーファミリー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会または、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

薩摩川内市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産物については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、かつ容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理されたものを、提供直前に加熱処理するものであること。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に認めるもの

6 出店者基準

売店の出店者は、原則として、次のいずれかに該当する者とし、かつ実行委員会が選定するものとする。

- (1) 原則として、薩摩川内市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業している者。
(飲食物調理出店においては、店舗を有し営業許可を受けて営業している者)。
ただし、競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者は、この限りでない。
- (2) 過去の国体において出店実績がある者。
- (3) 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等。
- (4) その他実行委員会が特に認める者。

7 出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 原則として、各競技開催期間中、継続して出店することができる者。
- (2) 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けている者。
- (3) 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていない者。
- (4) 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員またはその支店もしくは代表者をいう。）が薩摩川内市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない者や、販売員等として暴力団員等を使用し、または雇用していない者。
- (5) 薩摩川内市税の納税義務が履行されている者。

8 飲食物販売者出店条件

管轄保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たすものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けている者。
- (2) 過去3年間食中毒発生の事故歴がない者。

9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分として実行委員会が定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めたものは、この限りではない。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期間までに「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

11 出店者の選定

実行員会は、この要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。

ただし、出店申請者が当該会場の売店設置予定数を超えたときは、次のいずれかに該当するも

のを優先して選定することができる。

- (1) 薩摩川内市内の業者及び団体等。
- (2) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体。
- (3) 社会福祉施設または社会福祉法人。
- (4) その他実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照合することができるものとする。

12 出店許可証の発行

実行委員会は、出店者として選定した者について、出店料の納入確認後、売店出店許可証（様式第4号）を交付するものとする。

13 保健所への届出

食品を販売する売店の許可を受けた出店者は、管轄保健所に必要な届出を行い、許可証の写しを実行委員会に提出する。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るために、各競技会場に売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、現場を巡回して、この要項に基づき監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。
- (5) その他、管轄保健所及び実行委員会で開催する食品衛生講習会等に、積極的に参加しなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは、この限りではない。
- (6) 許可された品目以外の商品を販売すること。
- (7) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものは、この限りではない。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付された売店出店許可証を、店頭の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了されること。
- (8) 服飾は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。
- (9) 従業員は、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 食品衛生関係法令上の規定を遵守し、管轄保健所の指示に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のため撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (14) 実行委員会が大会前に開催する出店説明会に必ず出席すること。
- (15) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災・盗難その他不可抗力に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において、事件・事故が発生したとき、または、不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

この場合において、出店者は実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することができない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、現状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

24 その他

この要項に定めるもののほか、売店運営の実施に関し必要な事項は、別に定める。
また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、平成30年8月21日から施行する。

附 則 (23. (1) (2))

この要項は、令和2年3月3日から施行する。